

令和5年度

学童保育所 入所のしおり



学童保育所	所在地	入所対象学年
美幌学童保育所	美幌町字西2条北4丁目1番地の6 (美幌小学校内) TEL 73-3931	1年生～3年生
東陽学童保育所	美幌町字栄町3丁目6番地 (東陽小学校内) TEL 73-4820	1年生～3年生
旭学童保育所	美幌町字稻美140番地の2 (旭小学校内) TEL 73-0080	1年生～4年生

《福祉部社会福祉課児童支援グループ》

学童保育について

学童保育所は保護者の稼働、疾病、その他の事情により家庭で保育できない児童を対象に、指導員が保護者に代わって一緒に遊んだり学ばせながら児童の健全育成を図ることを目的とした児童福祉施設です。

入所できる基準について

学童保育所に入所できる児童は、美幌町の住民で、保護者が次のいずれかの状況にあつて保育することができないと認められる場合で、かつ同居の親族、その他の人が保育することができないと認められる場合です。

- ① 児童の保護者が、昼間家庭外で仕事をするを常態としているため、その児童の保育ができない。
- ② 児童の保護者が、昼間家庭内で日常の家事以外の仕事を常態としているため、その児童の保育ができない。
- ③ 児童の母親が妊娠・出産（産前8週～産後8週のみ）。
- ④ 児童の保護者が病気又は心身に障がい有しているため、その児童の保育ができない。
- ⑤ 長期にわたり病気又は心身に障がい有する同居の親族を常時介護しているため、その児童の保育が出来ない。
- ⑥ 前各号に類する状態にあるため、その児童の保育ができない（資格取得のため在学等）。

利用時間について

☆ 保育時間について ☆（基本時間）

平日・・・午後1時～午後5時30分

土曜日・・・午前8時30分～午後5時30分

春夏冬休み・・・午前8時30分～午後5時30分

*午後5時30分まで就労でお迎えに来れない方、または、1日開所（長期休暇・振替休日等）で、8時30分以前に利用したい場合は、ご相談ください。別途申請頂き次の延長時間利用が可能になります。

・延長降所時間：午後5時30分～午後6時までの間（土曜日を除く）

・延長登所時間：午前8時～午前8時30分の間（1日開所日）

いずれも、就労状況等を確認し利用時間を許可しますので、必ず申請が必要です。

*日曜・祝日、12月31日～1月5日はお休みです。

利用料について

階 層	区 分	
第 1 階 層	生活保護世帯 町民非課税世帯	無 料
第 2 階 層	上記以外の世帯	1ヶ月 4,800円 (※8月・1月は 7,200円)

★ 利用料は、入所するお子さんの世帯の課税状況に応じて決定になります。★

* 4月～8月の利用料は、令和4年度

9月～翌3月の利用料は、令和5年度の課税状況で算出されます。

*9月に再度算定するため年度の途中で利用料が変更となる場合もあります。

*令和4年1月1日時点で美幌町に住所がない方は、**前住地の所得・課税証明書が必要になります。**

入所申し込み時に必要な書類について

(1) 学童保育所利用申請書

申請児1人につき1枚必要です。

*以下のいずれかが必要です。

(2) 雇用証明書

勤務先から証明を受けて提出してください（内定の場合も含む）。

(3) 診断書等

入所できる基準のうち、④、⑤の理由により申請される方は、その方の医師の診断書等証明できる書類の写しを提出してください。

(4) 在学証明書等

保護者が資格取得等のため在学している場合は、その証明書を提出してください

申請書の書き方について

(1) 児童の生年月日は、正確に記入してください。

(2) 児童の家族の状況欄は、児童と生計を同一にする世帯全員について記入してください。

(3) 職業欄は、父親、母親、祖父母等が勤務している場合は勤務先を、自営業の方は自営業（〇〇農業・〇〇商店）等と必ず記入してください。

(4) 緊急連絡先は、必ず記入して下さい。日中連絡が可能である連絡先をお願いしま

入所児童の選考について

学童保育所は、保育を必要とする児童をお預かりすることが目的です。入所決定は、雇用状況等及び必要に応じ家庭の実態等を調査し、入所判定委員会にて保育を必要とする優先度の高い児童から入所決定となります。

その他

- 1 集団生活が可能なお子さんを対象にお預かりしていますが、入所後、指導員の方で集団での生活が困難とみなされた場合、個別に相談させていただくこともございますので、ご了承ください。
- 2 心身に障がいのある児童、特別に支援が必要な児童（特別支援学級在籍又は在籍予定）、又は大きな病気をしたことがある児童は、申請時に必ずその旨申し出てください。
- 3 年齢及び学年の区分は4月1日時点が基準となります。

申請書交付・受付期間

交付日時 令和5年2月1日（水）～7日（火）

受付日時 令和5年2月17日（金）まで

☆役場開庁時間（17時30分まで）に来られない方はご相談下さい。

場 所 美幌町役場1階
児童支援グループ（窓口5番）

ご不明な点がございましたら福祉部社会福祉課児童支援グループ
TEL0152-77-6541へお問い合わせください。